

北海道告示第 11406 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定により、次の肥料を登録した。

令和 6 年 9 月 20 日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第 3073 号	副産動物質肥料	フィッシュソリュブル	窒素全量 5.0	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	池下産業株式会社	広尾郡広尾町字茂寄 936 番地 1	令和 6 年 (2024 年) 9 月 20 日